

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和2年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和4年8月30日

奈良県監査委員	内	野	正	博
同	森	田	康	文
同	和	田	恵	治
同	藤	野	良	次

監査の特定事件（テーマ）

出資法人に係る財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について

令和2年度包括外部監査に係る結果に基づき講じた措置について

【監査の結果及び意見一覧(抜粋)】

監査結果報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
	第4 監査の結果及び意見(各論)	
	1 社会福祉法人奈良県社会福祉事業団	
	(4) 監査の結果及び意見	
31頁	①慢性的な赤字に対する指導・監督の強化【意見1】 事業団は平成27年度以降、当期活動増減差額の赤字が継続している。慢性的な赤字は団体の存続可能性を左右し、指定管理施設の維持運営が困難となる恐れがある。所管部署として改善のための指導・監督を行うことが求められる。	社会福祉事業団は県の障害福祉サービスの中核を担う奈良県障害者総合支援センター等の指定管理者であり、存続可能性を確保するためには、慢性的な赤字の解消が必要であり、これまでからも、基本協定を通じて指導・監督を行っている。 事業団からは、令和4年度以降の具体的な財政改善策が示されていることから、これが実現できるよう、適宜指導・監督を進めていく。【障害福祉課】
34頁	①施設の老朽化への対応の必要性【意見2】 最も古い施設は昭和63年6月に開所し、30年以上経過し老朽化している。計画的な修繕や更新が求められる。	老朽化に伴い施設・設備等の修繕や更新が必要な箇所については、限られた財源のなか必要性に応じた優先順位を付けたうえで、計画的な対応を進めていく。【障害福祉課、公園緑地課】
37頁	②福祉住宅体験館の有効活用の必要性【意見3】 福祉住宅体験館のうち、調理実習室、工作室の開館日数に対する利用日数の割合が著しく低い。指定管理者と協議し、福祉、介護の普及啓発目的に沿って有効活用することが求められる。	次期指定管理予定者において、食事関連の自主事業を予定しており、調理実習室の活用について協議を進める。 また、工作室の活用についても、次期指定管理予定者から提案のあった交通安全教室の開催や回廊ギャラリーでの高齢者や障害のある方等の作品展示等を進めるなかで検討を行う。【長寿・福祉人材確保対策課】
39頁	③福祉住宅体験館の多目的ホールのLED化【意見4】 福祉住宅体験館の多目的ホールの照明については水銀灯を採用している。LED化することにより経費の節減を図ることが望まれる。	水銀灯からLED照明への変更による投資額とランニングコストの比較考量を行い、照明のLED化について検討していく。【公園緑地課】
40頁	①慢性的な赤字への抜本的対策の必要性【意見5】 赤字決算の主たる要因としては、全国平均と比較しても高い人件費と利用者の減少がある。このうち人件費の減少については、利用者の満足度や雇用契約に影響するため、短期的な視点ではなく、中長期のスパンで経営計画を策定し、赤字の解消に向けた抜本的な対策が求められる。	人件費については、法人設立時から在職する職員が、令和4年度以降に相次いで定年を迎えるため、今後緩やかに減少していくものと考えているが、これに加え、賞与支給率の切り下げも検討している。また事業費や事務費の徹底した削減にも取り組む。 これらとともに、福祉サービスの一層の質の向上に努めることにより利用率を高め、経営の改善に取り組んでいく。【社会福祉法人奈良県社会福祉事業団】
42頁	②利用者の自立促進の必要性【意見6】 自立訓練施設での平均的な訓練期間が長い割に社会復帰等の目標を達成した利用者数が少なく、訓練水準が全国平均と比べて相対的に低い。成果を上げている他団体の施策を参考に、訓練プログラムを刷新するなどして利用者の自立を促進すべきである。	令和3年度から自立訓練センターの訓練プログラムについて、これまでの画一的なメニューから、一人ひとりの障害の特性に合わせたプログラムに刷新している。 また、職員を他府県の自立訓練センターへ派遣し、先進的な訓練プログラムを実地で体験させている。【社会福祉法人奈良県社会福祉事業団】
45頁	①慣例的な運用による超過勤務手当の支給【意見7】 職員の労働時間について正確に把握しないまま一律で超過勤務手当を支給する運用が、慣例的に行われていた。	タイムレコーダーを導入した令和元年10月以降は、正確な職員の労働時間を把握し、実際の勤務実績に基づく超過勤務手当を支給している。【社会福祉法人奈良県社会福祉事業団】

監査結果 報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
46頁	<p>②備品管理台帳への記載漏れ【結果1】</p> <p>シャワー入浴装置432万円について、備品管理台帳への記帳を失念していた。ヒューマンエラーによる記帳漏れを防ぐ統制手続きを講じる必要がある。</p>	<p>備品の異動があった場合には、決裁手続き後、購入伝票等の処理と併せて備品管理台帳への記帳を行うよう事務処理を改めた。【社会福祉法人奈良県社会福祉事業団】</p>
48頁	<p>③賞与引当金の未計上【結果2】</p> <p>賞与引当金が未計上のため、計上する必要がある。</p>	<p>令和2年度末の貸借対照表から賞与引当金を計上することとした。【社会福祉法人奈良県社会福祉事業団】</p>

監査結果報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
	2 公益財団法人奈良県食肉公社	
	(4)監査の結果及び意見	
52頁	<p>①運営事業補助金のあり方【意見8】</p> <p>平成24年3月の第三者委員会の提言以降、人件費の削減等に取り組み、経営改善に努めてきていることは確認できたが、業務の性質上、赤字の解消は容易でないことから、補助金の削減に結びついていないのが現状である。</p> <p>と畜業務を継続的に運営していくためには、収支不足額を公費で補助していくことはやむを得ない面があることは理解できるが、今後は施設・設備の老朽化に伴う経費の増加も見込まれることから、これまでの補助金削減の取組みや今後の公費負担を含む経営の見通しを明らかにするなど、県民にわかりやすく示すことが望まれる。</p> <p>また、今後の補助金のあり方については総務省の指針「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」も踏まえて検討されたい。</p>	<p>これまでの補助金削減の取組や今後の公費負担を含む食肉公社の経営の見通しについて、県民にわかりやすく示す方法を、食肉公社と連携して、検討していく。</p> <p>また、今後の補助金のあり方を検討する際には、総務省の指針である「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」を踏まえていく。【畜産課】</p>
56頁	<p>①中期経営計画策定の必要性【意見9】</p> <p>慢性的な赤字が続く、現状でも資金繰りに余裕がない中で、今後、施設・設備の老朽化への対応にも迫られることになるため、早急に経営改善策の具体化や施設・設備の老朽化への対応方針を明らかにすることが望まれる。これらを総合的に検討する上で、中長期的な視点の経営管理の仕組みが欠かせないことから、中期経営計画を作成することが望まれる。</p>	<p>中長期的な経営計画の策定を視野に入れながら、経営改善策や施設・設備の老朽化への対応について、所管部署と連携し、検討していく。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>
67頁	<p>①固定資産税(償却資産)の申告誤り【結果3】</p> <p>平成30年度以前の申告に誤りが認められたため、申告誤りを未然に防ぐための内部統制の構築が必要である。</p>	<p>固定資産にかかる会計処理を適正に行うため、チェックリストを作成・活用するなど、実効性のある内部統制の構築に取り組む。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>
68頁	<p>②消費税の申告【意見10】</p> <p>現在は「簡易課税制度」に基づく申告を行っているが、今後多額の投資を行う場合や課税売上高が基準を超えた場合に備え、「仕入税額控除の特例」に基づく申告方法も習得しておくことが望ましい。</p>	<p>今後、課税売上高が増加等することも見据え、「仕入税額控除の特例」に基づく消費税の申告方法についても習得できるよう取り組む。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>
69頁	<p>③固定資産の管理番号の貼付漏れ【結果4】</p> <p>固定資産台帳に登録されている固定資産の一部に管理番号の貼付がされておらず、固定資産台帳と現物の照合ができない。管理番号の貼付漏れがないようにする必要がある。</p>	<p>資産番号シールの貼付漏れや、貼付場所が工夫できないのか点検を行い、固定資産台帳と現物が照合可能な状態とした。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>
70頁	<p>④物品受払台帳の管理不備【結果5】</p> <p>固定資産台帳とは別に物品受払台帳も作成しているが、適切な管理がなされていない。物品受払台帳の管理を適切に行う必要がある。</p>	<p>物品受払台帳へは、受払いの都度記入するよう内部統制を強化・実施し、加えて、毎月末における確認についても行っている。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>
70頁	<p>⑤奈良食肉株式会社に対する貸付金及び未収金【結果6】</p> <p>(1)回収可能性に懸念があるため、貸倒引当金の計上が必要である。</p> <p>(2)財務諸表上、未収金も貸付金に含めて表示しているが、貸付金とは別に区分表示する必要がある。</p>	<p>令和2年度末の貸借対照表から奈良食肉(株)に対する貸付金及び未収金を貸倒引当金として計上することとした。</p> <p>また、これまで貸付金に含めていた全ての債権を確認し、性質に応じて貸付金と未収金に区分したうえで計上することとした。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>

監査結果 報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
72頁	<p>⑥退職給付引当金の引当不足【結果7】</p> <p>退職給付引当金の令和元年度末残高が不足しており、追加計上する必要がある。</p>	<p>令和2年度末の貸借対照表において、退職給付金引当金の不足額を追加計上した。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>
74頁	<p>⑦賞与引当金の未計上【結果8】</p> <p>賞与引当金が未計上のため、計上する必要がある。</p>	<p>令和2年度末の貸借対照表から、所要額を賞与引当金として計上することとした。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>
74頁	<p>⑧固定資産の計上漏れ【結果9】</p> <p>固定資産の取得価額に付随費用を含めておらず、固定資産に計上すべきものが漏れていた事例が認められた。固定資産の取得価額には原則として付随費用も含めることに留意が必要である。</p>	<p>令和2年度に漏れていた固定資産の計上を行った。また固定資産にかかる会計処理を適正に行うため、チェックリストを作成・活用するなど、実効性のある内部統制の構築に取り組む。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>
75頁	<p>⑨勘定科目の見直しの必要性【意見11】</p> <p>以下の勘定科目について見直す必要がある。 (1)社会保険料の事業主負担を「福利厚生費」の科目で計上しているが、「法定福利費」が適切である。 (2)所有権移転ファイナンスリース取引に係る仕訳において、利息相当額を「賃借料」で計上しているが、「支払利息」が適切である。 (3)NHK放送受信料を「賃借料」で計上しているが、「通信費」が適切である。</p>	<p>令和2年度より適正な勘定科目に見直しを行った。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>
76頁	<p>⑩預り金残高の不一致【結果10】</p> <p>預り金の令和元年度末残高に不明差額が含まれている。会計処理にあたっては、期中の増減の処理のみならず、帳簿上の期末残高の内訳を明らかにし、本来あるべき預り金残高と一致させる必要がある。</p>	<p>令和元年度末に発生していた不明差額についてはこれを消去する会計処理を行い、預り金残高と一致させた。 毎月末及び年度末の本来あるべき預り金残高の内訳を記録し、帳簿上の残高と一致しているか確認を行うこととした。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>
77頁	<p>⑪関連当事者との取引に係る検討の未実施【意見12】</p> <p>公益法人会計基準が定める「関連当事者との取引の内容」に関する注記に係る調査がなされていないため、毎事業年度に必要な事項の調査を行う必要がある。</p>	<p>令和2年度より公益法人会計基準に基づき関連当事者との取引内容について、毎事業年度調査を行い、調査結果を財務諸表に注記することとした。【公益財団法人奈良県食肉公社】</p>

監査結果報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
	3 公益財団法人奈良県人権センター	
	(4) 監査の結果及び意見	
82頁	<p>① 収支改善に向けた指導・監督の強化【意見13】</p> <p>公益財団法人奈良県人権センター運営費補助金交付要綱によると、補助の対象となる経費は人権センターの運営に要する経費とされているが、出資法人の運営に必要な経費を、出資法人の事業により賄うというインセンティブが働きにくくなっている恐れがある。県の施策と連携して事業を展開する独立した法人として運営するためには、さらなる経費の節減や新たな収益を確保するなどの努力をより一層出資法人に求める必要がある。</p>	<p>人権センターでは、電気料金について見積競争の実施や、新たな団体への事務所の賃貸など、経費の節減や新たな収益確保の取組を行っている。</p> <p>県の施策と連携して事業を展開する独立した法人として運営できるよう、引き続き、人権センターと連携し取組を検討していく。【人権施策課】</p>
84頁	<p>② 人権啓発活動の促進と人権センターのあり方の再検討の必要性【意見14】</p> <p>人権センターは同和問題の早期完全解決を図るために設立されたが、近年の活動は貸館業務に偏っており、同和問題をはじめとする人権問題に関する資料の収集、調査、研究などの啓発活動への比重が他県と比較して著しく少ない。県として要求する啓発活動の水準を具体的に示して活動を促すとともに、人権センターのあり方と今後の活動について、再検討を要する。</p>	<p>人員体制や経営規模の違いから一概に他県と比較することはできないと考えるが、人権センターの経営状況を踏まえた今後のあり方や活動方針について人権センターと連携し、検討していく。【人権施策課】</p>
86頁	<p>① 施設老朽化による今後の補助金の執行計画の策定【意見15】</p> <p>当該施設は昭和53年10月の竣工から42年が経過しており、建物・設備の経年劣化等による修繕費の増加が見込まれる。人権センターに修繕計画策定を指導し、今後の補助金の執行計画を策定する必要がある。</p>	<p>建物・設備の経年劣化等を踏まえた修繕計画が策定されるよう、人権センターと協議を行う。【人権施策課】</p>
87頁	<p>① 人権問題の普及・啓発活動を促進するための体制整備【意見16】</p> <p>人権センターは職員2名だけの体制となっており、教育・啓発や相談といった人権施策を推進する上での事業展開が行える状況にない。人員体制を強化するなど、公益法人としての趣旨に沿った事業の実施が求められる。</p>	<p>経営状況を踏まえた今後の運営方針について、出資団体とも協議のうえ、検討していく。【公益財団法人奈良県人権センター】</p>
88頁	<p>① 両替準備金の個人立替え【結果11】</p> <p>両替準備金として金庫に保管されている現金は職員が拠出した個人的資金であり、簿外で管理されている。現金の内部統制として適切ではない。両替準備金を設定し、適切に現物の管理を行う必要がある。</p>	<p>両替が必要とならないよう利用者に依頼し、両替準備金の個人立て替えは行っていない。【公益財団法人奈良県人権センター】</p>
88頁	<p>② 備品の管理及び現物の検査【結果12】</p> <p>備品台帳が適時に更新されておらず、年度決算において現物の検査が行われていない。規定に従い管理する必要がある。</p>	<p>会計事務処理要領に基づき、備品管理と現物検査が行えるよう検討をしていく。【公益財団法人奈良県人権センター】</p>
89頁	<p>③ 会計ソフトの利用【結果13】</p> <p>運営費補助金を原資として購入した会計ソフトが一度も利用されず償却を終了している。会計ソフトを利用することで記帳、決算業務の合理化を図ることが望まれる。</p>	<p>平成25年度に購入した会計ソフトは、収益と費用について公益事業と収益事業への配賦が主な機能であり、当法人の規模の決算業務に見合ったものではなく、令和3年8月に廃止した。</p> <p>決算業務の合理化については引き続き取り組んでいく。【公益財団法人奈良県人権センター】</p>
89頁	<p>④ 電気調達への競争性導入【意見17】</p> <p>電力料金の相見積もりが行われていないが、相見積もりを取ることで経費節減することが望まれる。</p>	<p>令和3年1月から使用する電気料金について見積競争を実施し、小売電気事業者の変更による経費節減を図った。【公益財団法人奈良県人権センター】</p>

監査結果 報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
	4 公益財団法人奈良県地域産業振興センター	
	(4) 監査の結果及び意見	
95頁	<p>①実績報告書確認証跡の保存【意見18】</p> <p>奈良県地域産業振興センター事業補助金(以下、「補助金」という。)に係る補助事業遂行状況報告書及び実績報告書(以下、「報告書」という。)の受領、内容ヒアリング及び完了検査を実施した際には、奈良県地域産業振興センター事業補助金要綱(以下、「要綱」という。)に基づき適時適切に補助金を使用されていることを確認した証跡を残すため、完了検査実施報告書等を作成し、上長承認を受け保存しておくことが望ましい。</p>	<p>これまでから補助事業の完了時には、完了検査実施報告書を作成し、決裁手続き後、文書保存を行っているが、これに加え、令和3年度から四半期毎に地域産業振興センターから提出された補助事業執行状況について内容を確認し、決裁手続き後、文書保存を行っている。【産業政策課】</p>
96頁	<p>②ベンチャー貸付金回収管理状況の確認【意見19】</p> <p>ベンチャー貸付金事業は、新規貸付業務終了後に県が当該資金の代位弁済を受けてからは、補助事業の実績報告の項目から削除され、既に終了した事業として取り扱われており、回収状況の詳細な確認をしていない。振興センターの財政状況にかかわる問題でもあるため、ベンチャー貸付金の回収管理状況について適時に報告を受け、適切に対応できる体制を構築すべきである。</p>	<p>ベンチャー貸付金事業における地域産業振興センターの県に対する債務は消滅しており、ベンチャー企業に対する求償権のみが存続している状況。</p> <p>この求償権に基づく回収管理の状況について、年2回報告を受け、決裁手続きを行うこととした。【産業政策課】</p>
97頁	<p>①中期経営計画策定の必要性【意見20】</p> <p>独立した法人として自主性をもって振興センターの事業を運営するため及び支援企業の規範となるために中期経営計画を策定し、当該計画書において計画の成果や課題を検証し、振興センターの果たすべき役割を再確認しながら、これからの振興センターの方向性や事業目標、重点的に取り組むべき施策をより明確化する必要がある。</p>	<p>今後の目標・方針、取り組むべき施策等、将来の中小企業支援機関としてあるべき姿が明確となる中期経営計画の策定について検討している。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>
98頁	<p>②目標実績比較分析の実施【意見21】</p> <p>振興センターの成果を確認し、次年度の適切な計画の作成に資するため、年度の各事業の目標とその実績を比較し、その結果を評価するとともに、振興センター全体の状況について一覧できる資料を作成し、その結果を分析する必要がある。当該分析に基づき振興センターの今後の方針、強化すべき事業等を明確化し、より適切な運営を行う判断材料とする必要がある。</p>	<p>事業計画書において設定した各事業の目標と事業報告書において報告している実績の比較分析を行い、今後の方針、強化すべき事業等を明確化し、より適切な運営を行う判断材料としていく。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>
99頁	<p>①登録専門家の定期点検【意見22】</p> <p>平成29年度に専門家派遣事業の登録専門家の専門家の得意業種・分野における実績などの評価基準に基づき、登録専門家リストの見直しを行っているが、それ以降において定期的な見直しが行われていない。登録専門家の水準の維持を図るため、要求する水準を満たしているかどうかの評価を定期的に実施することが求められる。</p>	<p>登録専門家リストの定期的な見直しを行うこととし、このための専門家派遣実施要領の改正に取り組んでいる。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>

監査結果報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
100頁	<p>②借入契約における随意契約理由の明確化【結果14】</p> <p>随意契約により借入契約しているものに理由書が存在せず、随意契約とされた理由が明確になっていない取引が確認された。随意契約を行う際には、理由書等を作成し、公益財団法人奈良県地域産業振興センター会計規程(以下、「会計規程」という。)第73条5項の該当号数とその理由を明確にする必要がある。</p>	<p>随意契約を行う際には、該当する条項とその理由を明記した書類を添付することとした。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>
101頁	<p>③補助金事業間における人件費負担の妥当性【意見23】</p> <p>補助金の申請に際しては、必要な経費の見積もりを適切に実施した上で予算を作成し、補助金の申請を行う必要がある。</p>	<p>令和4年度より所管部署と連携して必要な経費に応じた予算の編成と、これに基づく補助金の申請を行っていく。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>
101頁	<p>④切手、収入印紙の貯蔵品計上【結果15】</p> <p>期末時点で保有している切手、収入印紙について貯蔵品勘定に計上されていない事実が確認された。切手、収入印紙等については、消耗品とは異なり換金可能性が高く、盗難横領等のリスクが高いことがあるため、数量管理だけでなく会計上においても適切に処理すべきである。</p>	<p>期末時点で保有している切手、収入印紙等については、令和2年度決算より貯蔵品勘定に計上することとした。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>
102頁	<p>⑤固定資産実地棚卸の証跡の未保存【意見24】</p> <p>固定資産の棚卸状況を確認したところ、実施証跡が保存されていないことが確認された。会計規程に従い、年に1回は固定資産の棚卸を実施した場合においては、棚卸実施資料を適切に保存しておく必要がある。</p>	<p>令和2年度より固定資産の棚卸を実施した際には、決裁手続き後、文書保存を行っている。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>
103頁	<p>⑥財務諸表の会計規程との整合性【結果16】</p> <p>会計規程に記載されている項目と財務諸表に計上されている項目に相違が生じており、会計規程に記載されていない項目が財務諸表に計上されていた。適時適切に規定の更新を行うことで、会計規程に準拠した財務諸表を作成すべきである。</p>	<p>令和3年5月25日の理事会において会計規程の改正を行い、財務諸表に記載している引当金項目との整合性を図った。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>
103頁	<p>⑦試算表報告期日の遵守【結果17】</p> <p>試算表報告期日が月次も年度末も10日とされており、決算処理が多数必要となる年度末の報告について期日を遵守できていない状況が見受けられた。年度末の試算表報告期日については、提出期限遵守の可能性を再検討し、必要な対策を実施すべきである。</p>	<p>令和3年5月25日の理事会において会計規程の改正を行い、毎月の試算表報告期日について翌月20日とする改正を図った。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>
104頁	<p>⑧退職給付引当金の過少計上【結果18】</p> <p>退職給付引当金の計上額について、過少計上が見受けられた。財務諸表の数値を正しく表示するため、過不足なく計上する必要がある。</p>	<p>退職給付引当金の適切な計上額について検討を行ったうえで、令和3年度末現在の財務諸表から計上する。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>
105頁	<p>⑨賞与引当金の未計上【結果19】</p> <p>賞与引当金について、財務諸表の数値を正しく表示するため、過不足なく計上する必要がある。</p>	<p>令和2年度末の財務諸表から賞与引当金を計上することとした。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>
105頁	<p>⑩関連当事者との取引に係る検討の未実施【意見25】</p> <p>公益法人会計基準が定める「関連当事者との取引の内容」に関する注記に係る調査がなされていない。毎事業年度に必要な事項の調査を行う必要がある。</p>	<p>公益法人会計基準に基づき関連当事者との取引内容について財務諸表に注記することや、このための調査の方法について検討していく。【公益財団法人奈良県地域産業振興センター】</p>

監査結果報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
	5 奈良県土地開発公社	
	(4) 監査の結果及び意見	
111頁	<p>①慢性的な赤字に対する指導・監督の強化【意見26】</p> <p>土地開発公社では従来から赤字が継続しているが、赤字が生じた詳細な要因分析まで行っておらず、事業の採算性や将来の見通し等について十分な検討がされていない。また、継続的かつ定期的に評価を行う仕組みがない。赤字が生じた詳細な要因を把握するため、事業別損益を報告させ、現在の経営状況を適切に把握するとともに、土地開発公社の策定する中期経営計画の進捗や目標達成状況を評価する仕組みの構築が求められる。</p>	<p>土地開発公社が作成する事業別損益により経営状況の把握及び分析を行い、人員配置の見直しによる人件費の縮減など収支改善のための取組を公社と連携して進める。</p> <p>なお、これに当たり、公社の業務量は、国や県の実施事業量に大きく左右され流動的ではあるが、中期的な見通しを持って取り組んでいく。【用地対策課】</p>
112頁	<p>②先行取得事業(国からの受託事業)の財政状況の把握と改善に向けた協議【意見27】</p> <p>国からの受託事業である用地先行取得事業は、外部監査人の試算では間接経費配賦前の段階で16百万円の赤字が発生している。県の政策的な事業により土地開発公社の自助努力をもってしても生じる赤字について、実態を把握するとともに、改善に向け土地開発公社と協議を行うことが望まれる。</p>	<p>国からの受託事業である用地先行取得事業で発生している赤字について、事業別損益の継続的な分析により実態の把握に努め、人員配置の見直しによる人件費の縮減など収支改善のための取組を土地開発公社と連携して進める。【用地対策課】</p>
114頁	<p>①中期経営計画策定の必要性【意見28】</p> <p>長期的な視野に立った計画を策定することで、計画の実現可能性と土地開発公社の持続可能性を高めるため、中期経営計画の策定が求められる。</p>	<p>従前から5年程度の業務量見通しを踏まえ、経営の指針を策定しているが、公社の事業の多くが、国や県の事業に影響を受けるため、実効性のある中期的な経営計画について、所管部署と連携し、引き続き検討していく。【奈良県土地開発公社】</p>
116頁	<p>②事業別損益管理実施の必要性【意見29】</p> <p>現場部門である京奈和自動車道・公共事業用地推進事務所(以下、「京奈和事務所」という。)と間接部門である総務企画課に区分した部門別損益管理は行っているが、的確な事業別損益管理までには至っていない。</p> <p>事業ごとの経費削減、事業拡大などに資するため、的確な事業別損益管理を行うことが求められる。</p>	<p>令和3年度決算より現在行っている部門別損益管理に加え、各事業別の損益管理を行う。【奈良県土地開発公社】</p>
119頁	<p>③人員体制の見直し【意見30】</p> <p>土地開発公社の現場部門である京奈和事務所は、令和元年度は10名全員が県からの派遣職員である。しかし、用地取得交渉は土地開発公社の根幹をなす業務であるため、当業務に関する専門的技術力のあるプロパー職員を配置・育成していくことを将来的な展望をふまえて定期的に検討されたい。</p> <p>また総務企画課には、令和元年度は10名が配置されているが、うち2名の派遣職員は奈良県道路公社(以下、「道路公社」という。)の清算業務を担当している。本来の土地開発公社の業務に必要最小限の人員を配置することが望ましい。</p>	<p>公社の事業の多くが国や県の事業に影響を受けるため、用地取得交渉業務を担当するプロパー職員の配置については、継続的な雇用が求められるなどの課題もあるが、今後も定期的に検討していく。</p> <p>また、総務企画課には、令和2年度の道路公社清算結了後は、土地開発公社の業務に必要な最小限の人員の配置としている。【奈良県土地開発公社】</p>
121頁	<p>②自己資金の運用【意見31】</p> <p>令和元年度における投資有価証券の平均残高は510百万円であり、有価証券利息が4百万円、平均利率が0.8%であるのに対し、現金及び預金の平均残高は2,259百万円であり、受取利息は475千円と微々たるものである。現金及び預金のうち余裕資金にかかるものは、より有利な運用を検討すべきである。</p>	<p>預金の一部を活用して有価証券を購入した。今後も有利な資金運用について検討を続けていく。【奈良県土地開発公社】</p>

監査結果 報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
122頁	<p>③物品受払台帳の不整備【結果21】</p> <p>平成23年度に、土地開発公社、住宅供給公社、道路公社が郡山総合庁舎へ移転して以降、3公社の物品が混在しており、物品受払台帳を整備していない。物品受払台帳を作成すべきである。</p>	<p>令和2年度に物品受払台帳の作成・整備を行った。【奈良県土地開発公社】</p>
123頁	<p>④公有地等の取得原価の過少計上【意見32】</p> <p>事務費収入の上限を超える直接経費は、取得原価には含めず販売費及び一般管理費に計上することにより、事業原価が事業収益を上回らないようにしている。その結果、公有地取得事業における事業総損失が過少に計上されている。</p> <p>先行取得事業、資金代行業における直接経費は可能な限り、公有地等の取得原価に計上すべきと考える。</p> <p>ただし、従来からの処理の継続性や会計慣行から当該処理を継続するのであれば、少なくとも内部的には事業総損失が生じていることを明らかにしておくべきである。</p>	<p>公認会計士である当公社監事とも相談のうえ、会計処理の継続性の原則や他府県の事例も踏まえ、現在の事務費収入の上限を超える直接経費は、取得原価には含めず販売費及び一般管理費に計上することを継続する。</p> <p>なお、公社の内部においては、事業別の損益管理の実施により事業総損失を明らかにし、健全な経営に資するようしていく。【奈良県土地開発公社】</p>
124頁	<p>⑤長期保有地の評価減の必要性【結果22】</p> <p>長期保有地である北野台団地は、令和元年度末現在、簿価117百万円に対し、時価54百万円(46%)であり50%以上の時価下落に相当する。よって、強制評価減が必要である。</p>	<p>令和2年度に強制評価減を行った。【奈良県土地開発公社】</p>
126頁	<p>⑦賞与引当金の未計上【結果24】</p> <p>令和2年6月に賞与として15百万円が支給されているが、令和元年度末の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。翌年度に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額については当年度の費用として引当計上することが求められる。</p>	<p>令和2年度末の貸借対照表から賞与引当金を計上することとした。【奈良県土地開発公社】</p>
126頁	<p>⑧未払経費の計上科目の適正化【結果25】</p> <p>年度末における経費の未払額を未払費用勘定に計上しているが、未払金勘定に計上すべきである。</p>	<p>令和2年度より経費の未払額を未払金勘定へ計上することとした。【奈良県土地開発公社】</p>

監査結果 報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
	6 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー	
	(5) 監査の結果及び意見	
134頁	<p>①補助金、負担金の実績報告書の確認結果の保存【意見33】</p> <p>補助金、負担金の精算における収支決算書の審査にあたり、会計帳簿と証拠書類をビューローで直接確認しているが、その証拠を残した資料が保管されていない。</p> <p>実績報告等の決裁手続において、確認作業の結果についても併せて承認を受け、根拠資料を保存しておくことが望ましい。</p>	<p>令和3年度事業より補助金、負担金の精算における収支決算書の審査を行う際は、ビジターズビューローから精算の根拠となる証拠書類の提出を求めるとしている。</p> <p>また、実地検査にあたり検査チェックリストを作成し、照合を行った内容が確認できるよう、決裁手続の際添付し、承認後は保存している。【観光プロモーション課、ならの観光力向上課】</p>
134頁	<p>②補助金、負担金の効果に関する評価制度の未整備【意見34】</p> <p>補助金、負担金について、その交付の効果の評価する仕組みがない。</p> <p>明確な基準に基づき効果の測定・評価を行った上で、定期的に見直し方を見直す仕組みを整備することが望ましい。</p>	<p>補助金、負担金の効果測定・評価の仕組みについて、客観的な数値目標を設定することが可能かどうかも含めて検討をしている。【観光プロモーション課、ならの観光力向上課】</p>
135頁	<p>①補助金、負担金の各交付要綱における対象範囲の明確化【意見35】</p> <p>補助金、負担金の各交付要綱における「趣旨」「対象経費」の定義は、ビューローの事業全体に係る概略的、包括的な記載となっており、対象事業に公益性があるか、県民にとって分かりにくい。</p> <p>客観的な基準に基づき適切に審査するため、基本的な考え方、対象事業の内容について、交付要綱において具体的に明示すべきである。</p>	<p>補助金、負担金の対象となる事業内容が明確になるよう交付要綱の改正を進めている。【観光プロモーション課、ならの観光力向上課】</p>
140頁	<p>②補助金、負担金における変更承認の取扱いの不統一【結果26】</p> <p>補助金、負担金の各交付要綱が定める、事業内容の変更や経費配分の変更があった場合に必要な「変更の承認の申請」について、各補助金、負担金の所管部署によって取扱いが異なり、同様の状況であるにもかかわらず、変更の承認が行われている事例と、変更の承認の申請が行われず所管部署による指導もない事例が混在していた。</p> <p>交付要綱の条文の趣旨と要件、実務上の取扱いを確認し、認識を統一した上で、ビューローへ周知、指導し、適切に事務を行う必要がある。</p>	<p>事業内容や経費配分の変更があった場合に必要となる「変更の承認」の基準や手続について、所管部署で認識を統一した。</p> <p>このうち「変更の承認の申請」が必要となる経費の配分の変更について、「科目の項目毎」から「事業費総額」の20%以上とするよう補助金交付要綱、負担金交付要綱の必要な改正を進めている。</p> <p>これらを踏まえ、ビジターズビューローに対し、要件を満たす場合は適時に「変更の承認の申請」を行うよう指導する。【観光プロモーション課、ならの観光力向上課】</p>
143頁	<p>③補助金のあり方の見直し【意見36】</p> <p>ビューローに対する補助金において、団体に対する運営補助であるものが存在する。</p> <p>団体の自立運営を支援する観点から、補助金のあり方を検討すべきである。</p>	<p>人件費補助金の対象とする経費が明確となるよう交付要綱の改正を進めている。</p> <p>また、上限額については、毎年度減額を進めており、これにより自主財源による自立を促している。【観光プロモーション課、ならの観光力向上課】</p>

監査結果 報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
144頁	<p>④奈良県外国人観光客交流館内旅行カウンター設置 運営管理業務に係る書類の不備【結果27】</p> <p>県から(株)JTB奈良支店・(株)アベストコーポレーション特定委託業務共同事業体へ委託する奈良県外国人観光客交流館の運営管理業務に関連して、同交流館内の旅行カウンターの設置運営は、ビューローが業務を実施しているが、毎年度、県・(株)JTB奈良支店・ビューローの三者で締結される覚書の令和元年度分の所在が確認できなかった。</p> <p>また、令和2年度は、旅行カウンターは(株)JTB奈良支店からビューローへの委託業務とされているが、所管部署は、委託契約書において業務仕様等の記載がないにもかかわらず、再委託の承認を行っている。</p> <p>委託契約の締結、再委託の承認等の手続において、書類は漏れなく作成、入手の上で整理保管し、適切に事務を遂行する必要がある。</p>	<p>令和3年度より(株)JTB奈良支店がビジターズビューローへ示した業務仕様書入手し、内容を確認したうえで、再委託の承認を行っている。【ならの観光力向上課】</p>
145頁	<p>⑤奈良県外国人観光客交流館内旅行カウンター設置 運営業務に係る人件費の取扱いの未整理【結果28】</p> <p>県から(株)JTB奈良支店・(株)アベストコーポレーション特定委託業務共同事業体へ委託する奈良県外国人観光客交流館の運営業務委託の契約書において、旅行カウンターの運営に係る人件費等の経費は、同共同事業体が負担することとされているが、委託業務を所管するならの観光力向上課と、人件費補助金を所管する観光プロモーション課との間で情報共有されておらず、旅行カウンターの業務に従事するビューローの職員が、県からビューローへの人件費補助金の対象者に含まれている状態であった。</p> <p>委託料の精算時には、当該人件費相当額を減額する対応がなされているが、両所管部署が連携し、適時に対処する必要があったと考える。特に観光プロモーション課は、団体の所管部署として、県の財政的関与の状況を網羅的に把握しておく必要がある。</p>	<p>令和2年度以降、委託内容を見直したことに伴い、共同企業体からビジターズビューローへの再委託は、資格保有者の配置や発券機器の設置等、包括的な内容となっており、特定の者への人件費は含まれていない。</p> <p>なお、令和3年度よりビジターズビューローの所管部署を観光プロモーション課からならの観光力向上課へ変更を行った。【観光プロモーション課、ならの観光力向上課】</p>
146頁	<p>①競業取引に係る承認、報告の未実施【結果29】</p> <p>理事が代表等を務め、ビューローと同類の業務を行っている団体があるが、法律、定款が定める競業取引について個別議案として理事会で承認、報告を行っている事実は確認できなかった。理事会での承認、報告が必要とされる取引の範囲を整理するとともに、今後の対応を検討すべきである。</p>	<p>競業取引の対象となる事案について整理し、令和3年5月24日の理事会で報告・承認を得た。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>
149頁	<p>②利益相反取引に係る事前承認、報告の未実施【結果30】</p> <p>ビューローの理事が代表等を務める他の団体との取引について、法律、定款が定める利益相反取引についての理事会での承認、報告は行われていない。</p> <p>令和元年度は、質問及び会計帳簿の閲覧を行った限り、明らかな利益相反取引は見当たらなかったが、理事会での承認、報告が必要とされる取引の範囲を整理するとともに、今後の対応を検討すべきである。</p>	<p>利益相反取引の対象となる事案について整理し、令和3年5月24日の理事会で報告・承認を得た。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>
151頁	<p>③中期経営計画策定の必要性【意見37】</p> <p>中期経営計画が策定されていない。</p> <p>安定的・持続的な法人運営に資するよう、中期経営計画を策定し、PDCAサイクルを実行する仕組みを構築すべきである。</p>	<p>全国に設置されている観光地域づくり法人(DMO)における成功事例や経営ノウハウなどの研究、公的管理受託や観光コンサルティングなど収益性の高い事業の検討等を進め、中期経営計画の策定に取り組んでいく。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>

監査結果 報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
152頁	<p>①現金管理の適正化【意見38】</p> <p>令和元年度は、手許現金が複数あるものの、使用目的が明確に整理されておらず、また現金出納帳に出納責任者の確認の証跡がない状態であった。令和2年度以降は2口座に整理した上で、上席者による現金出納帳と現物の照合を実施し証跡を残すよう改善されている。</p> <p>現金の管理状況は徐々に改善されているが、今後、より適正な事務手続となるよう、バスカード販売手数料相当額について適時に入金処理するようルールを決めること、また経費支払用現金について定額前渡制度を採用することが望ましい。</p>	<p>令和2年度より手許現金の口座を集約し、また、現金出納帳と現物との照合について証跡を残すよう徹底しているが、より適正な事務手続となるよう、令和2年12月に会計処理規程の改定と、事務マニュアルの整備を行った。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>
153頁	<p>②領収書の管理体制の適正化【意見39】</p> <p>領収書の管理簿がなく、連番管理されていない。一連番号を付した上で、発行履歴が事後確認できるよう、管理資料を作成し、所定の担当者が控えとともに整理保管することが望ましい。</p>	<p>令和3年4月より領収書は経理担当職員が保管し、発行履歴が分かる連番管理を行っている。</p> <p>また、発行する際には、事業担当職員が決裁手続き後、文書保存をしている。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>

監査結果報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
153頁	<p>③貯蔵品の未計上【結果31】</p> <p>毎年度制作されるカレンダーについて、期末時点で在庫があるが、貸借対照表に計上されていない。</p> <p>本来は、決算において貯蔵品として資産計上すべきである。また、在庫数の適正化に努める必要がある。</p>	<p>令和2年度よりカレンダーの在庫数の適正化に努め、過去に制作したカレンダーは破棄処分をすることとした。</p> <p>このため決算において「貯蔵品」としての資産計上は不要となっている。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>
154頁	<p>④会計処理規程における勘定科目一覧の不備【結果32】</p> <p>会計処理規程において別に定めることとされている勘定科目の一覧がない状況であった。</p>	<p>令和3年8月に収支計算書、正味財産増減計算書及び貸借対照表に用いる勘定科目の一覧表を作成した。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>
155頁	<p>⑤賞与引当金に関する会計処理の適正化【結果33】</p> <p>賞与引当金は、従来から貸借対照表上に1,500千円を計上したまま、取崩、繰入等の会計処理を行っていなかったため、令和元年度決算で全額戻入処理している。</p> <p>公益法人会計基準に準拠し、決算において、翌年度に支給する職員の賞与等(期末手当、勤勉手当及びこれらに係る法定福利費)のうち、支給対象期間が当年度に属する支給見込額を計上する必要がある。</p>	<p>令和2年度末の貸借対照表から所要額を賞与引当金として計上することとした。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>
156頁	<p>⑥決算における会計処理の誤り【結果34】</p> <p>貸借対照表に計上された勘定科目、金額に誤りがあった。</p> <p>決算に必要な会計処理を正確に認識し、改善する必要がある。</p>	<p>令和2年度より会計事務所から指導を受け、会計処理を正確に認識し、適切に処理するよう取り組んでいる。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>
156頁	<p>⑦共通経費の配分基準の明確化【意見40】</p> <p>管理費と事業費とに共通して生じる経費、複数の事業で生じる経費の配分について、配分基準を設けて計上しているが、基準の根拠が整理されていない。客観的な根拠の整理と継続適用、定期的な見直しが望ましい。</p>	<p>令和2年度より各事業の実情に合わせた経費の配分基準の根拠を整理・明確化している。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>
157頁	<p>⑧会費の未納額に係る会計処理の未整理【結果35】</p> <p>貸借対照表において、現会員の平成30年度分の会費の未納額が未収金に計上されている。しかし、会費は協力金で納付は任意との認識から、督促は行っておらず、令和元年度分の未納額の未収金計上も行っていない。</p> <p>会員規程の内容、実務での取り扱いに即した会計処理となるよう、統一的に整理すべきである。</p>	<p>会費は協力金で納付は任意であることから、令和元年度末の貸借対照表に未収金として計上した会費の未納額を、令和2年度末の貸借対照表において減額し、整理を行った。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>
158頁	<p>⑨関連当事者との取引に係る検討の未実施【意見41】</p> <p>公益法人会計基準が定める「関連当事者との取引の内容」に関する注記について、一連の検討がなされていない。</p> <p>関連当事者の範囲を検討した上で、該当する取引の有無や内容について毎年度調査を行い、注記の要否を判定する必要がある。</p>	<p>公益法人会計基準に基づき関連当事者との取引内容について財務諸表に注記することや、このための調査の方法について検討していく。なお、県については令和2年度より関連当事者とみなし、取引の内容を財務諸表に注記することとした。【一般財団法人奈良県ビジターズビューロー】</p>

監査結果 報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
	7 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター	
	(4) 監査の結果及び意見	
164頁	<p>①事業実施手法の見直しと黒字化に向けた対策の必要性【意見42】</p> <p>暴追センターでは資産の運用収益の低下により、相当期間赤字が継続している。外部環境も大きく変化しているため、時代に即した広報啓発の実施等、事業実施手法の見直しを行うとともに、収益の増加、費用の削減策を講じ、黒字化に向けた対策が求められる。</p>	<p>経営黒字化に向けた措置(3点)</p> <p>1 基本財産運用益に関する増収措置 令和2年12月末に基本財産の一部の有価証券が満期償還を迎えるタイミングで、当センターの「基本財産等運用管理規程、資金運用規程、有価証券運用管理基準」に定める規定及び基準に則して、令和3年1月に新規有価証券(仕組債)の契約購入に至り、これにより購入前の基本財産運用益と対比して年間約76万円の増収を図った。</p> <p>2 賛助会員の入会勧誘による会員の増加措置 事業活動(定期の不当要求防止責任者講習及び各種講習会等)を通じて、当センターの賛助会員の入会募集を行っているが、これ以外に賛助会未加入である県内優良企業(事業所)を選定し、直接訪問のうえ、賛助会入会勧誘を実施した。これにより当センターの事業目的に賛同し、事業を援助するため入会した新規賛助会員(10企業・2個人)の獲得を図った。 今後も複数年計画での未加入の県内企業・事業所を抽出のうえ訪問等により、新規賛助会員の獲得活動を行うていく。</p> <p>3 経常費用削減措置 当センターの経常費用のうち、人件費等の固定的経費については現状からの抜本的削減は困難である。しかしながら消耗費や修繕費といった部分において節約等により経費削減を継続している。また、広報啓発活動費については、従来型のチラシ・ティッシュペーパー等の有形媒体の作成配布によるものから、より多くの県民の目に触れるデジタルサイネージ広告への転換をはじめ、当センターのホームページの都度更新、県警察の広報媒体である県警フェイスブックへの関連記事の掲載等、時代の変化に則したより有効的な広報啓発手法に指向するなどにより経費削減を図っている。 今後においても当センターの各事業運営の手法を適宜再評価することにより実現可能な経費削減策を図る。 【公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター】</p>
166頁	<p>①賞与引当金の未計上【結果36】</p> <p>令和2年6月に賞与として1,504千円が支給されているが、令和元年度末の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。翌年度に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当年度に帰属する支給見込額については当年度の費用として引当計上することが求められる。</p>	<p>令和3年度の年度末決算において、貸借対照表内の「負債の部 1. 流動負債」欄に新たに「賞与引当金」を項目立て、引当計上するという是正を行う。【公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター】</p>

監査結果 報告書	監査の結果及び意見	措置内容等
	8 行政・人材マネジメント課	
	(3) 監査の結果及び意見	
171頁	<p>①経営状況確認シートの見直しと、公表の必要性【意見43】</p> <p>行政・人材マネジメント課が取り纏めを行っている経営状況確認シートを一覧的に公表することが望ましい。また、経営状況確認シートの記載項目について、法人運営に係る中長期的な展望や出資法人、所管部署及び外部有識者による評価結果など、段階的に充実させることを検討されたい。</p>	<p>令和3年度より経営状況確認シートに、法人運営に係る中長期的な展望及び出資法人による評価結果を記載することとした。また、経営状況確認シートの一覧的な公表について検討している。【行政・人材マネジメント課】</p>
172頁	<p>②本監査における監査の結果、意見の周知【意見44】</p> <p>本監査における監査の結果、意見について、行政・人材マネジメント課が主催する研修において周知徹底を図られたい。</p>	<p>令和3年2月25日及び同年3月3日に実施した研修会において、監査の結果及び意見について周知を行った。【行政・人材マネジメント課】</p>